

宇部市渡辺翁記念会館保存活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 重要文化財であり、宇部市の文化の象徴として親しまれている渡辺翁記念会館の保存及び活用の方向性について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、宇部市渡辺翁記念会館保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員)

第2条 委員会は、委員12人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・民間企業から推薦を受けた者
- (3) 行政機関から推薦を受けた者
- (4) 学生
- (5) 一般公募

3 委員の任期は、委嘱の日から第1条に掲げる設置目的が完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、会議に出席させて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、宇部市観光スポーツ文化部文化振興課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月3日から施行する。